

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第113号	
事故等名	貨物船第十八文栄丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年10月31日03時00分ごろ	
発生場所	愛知県三河港 (北緯34° 43.619' 東経137° 20.506')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月8日横浜・地方事故調査官が海難報告書を入力し、平成21年2月19日船舶所有者から損傷状況等の回答書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 貨物船 第十八文栄丸 202トン 船舶番号(IMO 番号) 132765 船舶所有者等 文殊汽船株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	推進器三翼に欠損及び一翼に打痕	
事故等の経過	本船は、鋼材617.482トンを積載し、船首2.7m、船尾4.0mの喫水で、愛知県三河港船渡ふ頭に接岸作業中、平成20年10月31日03時00分ごろ、船尾船底に衝撃があり、その後、航海中に多少の振動を感じていたところ、上架した際、推進器に損傷を認めた。 当時天候は、晴、風力1の東風、潮候は上げ潮のほぼ中央期であった。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 なし 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 当時の水深が6.18m、喫水が船首2.70m、船尾4.00mであったこと、船底に損傷が生じていないことから、本船は、海面下に没した何らかの物体を推進器に巻き込んだ可能性があると考えられる。	
原因	本インシデントは、本船が接岸作業中、海面下に没した何らかの物体を推進器に巻き込んだため、推進器が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	